

令和 5 年 10 月 16 日

都留市長 堀内 富久 様

都留市下水道運営委員会
委員長 奥 秋 保



下水道使用料の改定について (答申)

令和 5 年 8 月 28 日付け都上下水発第 102 号で諮問のあった標記の件について、本運営委員会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申 書

1. はじめに

都留市の下水道事業は、「公衆衛生の向上」と「公共用水域の水質保全」に資するため、平成5年度から事業に着手し、平成16年度より順次供用を開始され、以後計画的に施設整備を進め、令和2年度には地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計に移行したことにより、これまでの官庁会計に比べ、資産を含む経営状況を的確に把握することが出来るようになっており、公営企業として「独立採算制」の実現を目指すことは、本来のあるべき姿である。

しかしながら、将来の人口減少や、施設の更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く環境は厳しく今後も続くものと想定される中で、本市の下水道事業においては、これまで下水道使用料改定の実績が無く、一般会計からの多額の補てんを受けているのが現状である。

こうした現状の中、将来に渡る持続可能な事業運営を図るための中長期的な基本計画として令和4年度に新たに策定された「都留市下水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」という。）においては、3つの基本方針の1つとして、適正な使用料設定が掲げられている。

本運営委員会では、都留市長から「下水道使用料の改定について」の諮問を受け、諸般の状況を踏まえ慎重に審議をした結果、次のとおりの結論となったので、ここに答申する。

2. 答申内容

先に述べたとおり、本市の下水道事業を取り巻く環境は厳しいものであり、それは今後も続くものと想定される。

数年続いた新型コロナウイルスによる市民生活への影響も完全には解消されておらず、昨今では、食料品や電気料など幅広い分野での値上げが相次いでいる状況ではあるが、公営企業の原則である独立採算制及び経営戦略における今後の投資・財政計画を踏まえ、費用対効果の追及や経費削減などの経営努力を継続することが前提となるが、使用料の改定が必要であると判断する。

(1) 目標水準の設定

使用料設定における目標水準については、以下3パターンから検討した。

- ①事業運営にかかる全ての費用を賄う（独立採算）
- ②人件費を除いた費用を賄う
- ③使用料単価 150 円／m³を達成

上記3パターンを検討した中で、①は現実的では無く、②においても使用者の負担が大きいため、③が妥当であると判断した。

(2) 改定の方法と時期

改定の方法については、目標水準達成のために試算した額まで、1回の改定とするか、使用者負担を考慮し複数回に分けて段階的に改定するかを検討し、2回に分けることが最適であると判断した。

改定の時期については、使用者負担を考慮する中でも、早急な事業経営状況の改善を要することから、1回目を令和6年度、2回目を令和8年度とすることが望ましい。

(3) 使用料体系

使用料体系については、現行では、基本料金と使用水量に応じた超過料金からなる2部使用料制と、用途により使用料が変わる用途別使用料制を採用している。

今回の審議においては、現行の使用料体系を維持し、基本料金と超過料金を見直すこととした。

(4) 改定額

(1) でも触れたとおり、公営企業の原則である独立採算制は、目指すべき位置ではあるが、本市下水道事業の現状に照らし合わせると、使用者に多大な負担を強いることとなり現実的ではなく、現時点では超長期的な目標としてとどめておくべきある。

本市は近い将来、施設更新需要が訪れ、その際の財源として国庫補助金を取り込むことが必要不可欠であるが、令和7年度以降の交付要件の1つとして示されており、国が最低限行うべき経営努力の指標としている「使用料単価 150 円/m³」を達成することを直近の目標とすべきと考える。

上記目標水準を達成するため、使用料は、以下の図表のとおり改定することが妥当である。

(2 か月あたり、税抜)

| 料金区分 | 改定時期と改定額 | |
|--|---------------------|---------------------|
| | 1 回目改定 (令和 6 年度) | 2 回目改定 (令和 8 年度) |
| 基本料金 (汚水量 20 m ³ まで) | 2,400 円 | 2,600 円 |
| 超過料金 (汚水量 20 m ³ を超え 100 m ³ まで) | 120 円 | 130 円 |
| 超過料金 (汚水量 100 m ³ を超え 200 m ³ まで) | 140 円 | 150 円 |
| 超過料金 (汚水量 200 m ³ を超えるもの) | 180 円 | 200 円 |

※浴場及び一時使用に関する規定は、現行の通りとする。

【参考】使用料請求額

(2 か月あたり、税抜)

| 汚水量 | 請求額 | |
|--------------------|----------|----------|
| | 現行 | 2 回目改定後 |
| 40 m ³ | 4,400 円 | 5,200 円 |
| 50 m ³ | 5,500 円 | 6,500 円 |
| 60 m ³ | 6,600 円 | 7,800 円 |
| 70 m ³ | 7,700 円 | 9,100 円 |
| 80 m ³ | 8,800 円 | 10,400 円 |
| 90 m ³ | 9,900 円 | 11,700 円 |
| 100 m ³ | 11,000 円 | 13,000 円 |
| 200 m ³ | 24,000 円 | 28,000 円 |

3. 附帯意見

- (1) 経費削減や効率的な投資、使用料収入確保のための下水道接続率向上に向けた取り組みなど、経営改善に努めているようだが、様々な要件を勘案し、引き続き、経営の効率化を行うこと。
- (2) 下水道使用料の改定は、使用者の負担を伴うものであることから、その実施については十分に周知・説明を図り理解を求めること。
- (3) 使用料改定の有無に関わらず、公平性確保の観点から、徴収漏れの無いように業務を行うこと。

4. 結び

下水道の目的であり、経営戦略の基本理念にもある「公衆衛生の向上」と「公共用水域の水質保全」を推進するために下水道施設は重要なインフラであることは明白である。

今回、本運営委員会において、経営基盤として重要な下水道使用料について、様々な状況を考慮する中で慎重に審議し、その方向性を示した。

答申の趣旨を踏まえ、本市の下水道事業が使用者を含む市民の理解と協力を得ながら、中長期的な展望のもと公営企業として経営努力を継続し、将来に渡り持続的かつ安定的にサービスを提供していくことを強く望むものである。